中津市いじめ防止基本方針 (概要)

第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関すること

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義
- 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念
 - ○全ての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体でつくり、健やかに 成長するよう、いじめの防止策に積極的に取り組む
- 3 いじめ防止基本方針策定の目的
 - 〇これまで実施してきたいじめの防止等の対策を活かしつつ、いじめの防止及び早期発見、 対処など、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に広く地域社会全体へ推進する
 - 〇学校、地域住民、家庭その他関係者がいじめ問題への対策にそれぞれの役割と責任を 自覚し、主体的かつ協力的に市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない地域社 会の実現を目指す
- 4 いじめの定義
 - 【いじめ防止対策推進法の定義】
 - 〇「児童等に対して、当該児童等と<u>一定の人的関係</u>にある他の児童等が行う<u>心理的又は</u> 物理的な影響を与える行為(インターネットによるものを含む)であって、当該行為の対象 となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
- 5 いじめの理解
 - 〇いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要
- 6 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - 〇心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を つくる
 - ○学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの 理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、 お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養 うことが必要

第 2 章 いじめ防止等のために中津市が実施する施策

1 中津市いじめ問題対策連絡協議会の設置

〇いじめの防止等に向けて、市や地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の代表者等で構成する

- 2 中津市いじめ問題専門委員会(学校支援チーム)の設置
 - 〇教育委員会は法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「中津市いじめ問題専門委員会」を設置する
 - 〇本組織は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする(重大事案における教育委員会の調査組織=中津市いじめ問題専門委員会)

3 中津市教育委員会の取組

- (1)いじめの防止に関すること
 - ・授業づくり、人権教育や道徳教育等の充実、教職員研修、特別支援教育の推進など



- (2)いじめの早期発見に関すること
 - ・実態調査、相談・通報体制の充実、義務教育なんでも相談、定期的なネット巡視など
- (3)いじめへの対処に関すること
 - ・学校支援チームの積極的活用
 - ·必要に応じて、警察との早期連携体制をとるよう学校へ指導・助言
 - ・「出席停止」を命ずるなどの措置

第 3 章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針策定に関する考え方

- ○国又は県・市の基本方針を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める
- ○学校基本方針とは、学校のいじめに対する「行動計画」である
 - ・それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきかが分かるもの
 - ・それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいのかが分かるもの
 - ・それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- 〇学校基本方針に従っていじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する 措置を実効的に行うため、当該校の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員 会」を組織する
- 〇必要に応じて、心理や福祉などの外部専門家等の参加を得て対応(「中津市いじめ問題専門委員会」より派遣可能)

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

- (1)いじめの防止
 - ・未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり
- (2)いじめの早期発見
 - ・児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を 見逃さないようアンテナの必要性
 - ・アンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめの相談をしやすい体制 づくり
- (3)いじめに対する措置
 - ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会(以下「組織」という。)を活用し、速やかに組織的で対応する
 - ・学校は市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察 等の関係機関とも連携し対処する

第 4 章 重大事態への対処(フォロー図「重大事態発生時の対応」参照)

1 重大事態の発生と調査

- (1)重大事態の意味
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき
 - →不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、 迅速に調査する
 - ※児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、



重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等にあたる

- (2)重大事態の報告
 - ・学校は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は重大事態の発生を市長に報告 (県教育委員会にも報告)
- (3)調査の趣旨及び調査主体
 - 教育委員会又は学校(趣旨:重大事態への対処及び防止)
- (4)調査を行うための組織
 - ○学校が調査主体となる場合

「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となり調査

- 〇教育委員会が調査主体となる場合
 - 「中津市いじめ問題専門委員会」を調査組織として調査
- (5)事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・学校と教育委員会は、たとえ自己に不都合な事実があったとしても、事実にしっかりと 向き合おうとする姿勢が重要
- (6)その他留意事項
- (7)調査結果の提供及び報告
 - ・学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、また、教育委員会が実施した 調査は、直接市長に報告
 - ・調査結果(学校・教育委員会)は、県教育委員会にも報告

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1)再調査の実施
 - ・<u>市長は</u>、報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査を行うことができる
 - ・再調査を行う機関は、専門的な知識または経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者 と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・ 中立性を図り、その構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、 医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする
- (2) 再調査の結果を踏まえた措置等
 - ・市長及び教育委員会は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、中津市いじめ問題専門委員会(学校支援チーム)の専門家の派遣による 重点的な支援など、必要な措置を講ずる
 - ・市長は再調査の結果を議会に報告する

第 5 章 その他いじめ防止等のための対策に関する事項

1 中津市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針の公開

〇教育委員会は、市ホームページ等において市基本方針及びその取組状況を公表すると ともに、学校における学校基本方針の策定状況及び取組状況を確認の上、併せて公表する

2 中津市いじめ防止基本方針の見直し等

〇市は、市の基本方針の策定から3年を目途として、国・県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講ずる

